

作成 令和2年10月1日
一部改定 令和3年7月1日
一部改定 令和4年5月10日
一部改定 令和4年5月17日

阿見町立公民館・コミュニティセンター催物・イベント等の利用ガイドライン

各催物・イベント等の主催者は本ガイドラインを参考とし、ご利用いただきますようご協力お願いいたします。

なお、大きな状況の変化等があった場合は、ガイドラインの見直しを行うことがあります。

○主催者側の管理監督について

主催者側は業種別ガイドラインを遵守し、下記の対策をとること

(1) 入場時における対策

- ・施設入口に「発熱のある方、体調不良の方は入場をご遠慮ください」という趣旨の張り紙等を掲示する。
- ・入場時に混雑しないように対策をし、行列ができる場合、2mの間隔をあけて整列させる。
- ・利用者にマスク着用の徹底などの周知を図る。
 - ※ マスク着用の張り紙を掲示する
 - ※ マスクを所持していない場合は配付する
- ・非接触式体温計を用いて体温を測定し、発熱が認められる場合は入場を制限する。
- ・利用者の手洗いや手指消毒の徹底を図る。
 - ※ 入場時に手指消毒の実施を促す張り紙を掲示する
- ・事前に登録した「いばらきアマビエちゃん」の宣誓書を入場口に掲示し、利用者に登録を促す。

(2) 会場内における対策

- ・適宜換気を行う。
- ・窓、出入り口等を常時または適宜開放する。
- ・会場内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔には配慮する。
- ・利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声での会話を慎むよう適宜アナウンスする。
- ・大声を出す利用者がいた場合、個別に注意、対応等ができるような体制を整備する。
- ・公演者と利用者が接触するような演出（来場者をステージに上げる、ハイタッチ

をする等)は自粛する。

(3) 消毒・清掃について

- ・催物・イベント終了後、主催者が利用した部屋・ホール及び可動式座席、椅子、机、器具等の消毒、清掃を行う。
- ・消毒、清掃は、予約時間内で完了させる。
- ・消毒液をペーパータオル等に含ませ、使用した座席、椅子、机、器具等を拭く。

(4) 飲食について

- ・調理室で行う催物・イベントの飲食については黙食とし、参加者同士の距離を十分にとることや、回し飲みや食器の使いまわし等をしないよう周知する。
- ・上記以外の場所で行う催物・イベントで、水分補給以外の飲食を行う必要がある場合は、事前に施設管理者に相談のうえ調整を図ること。